

# 出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する 産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。

## 対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主)
- ② 当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)

## 受給までの流れ

## 助成率・助成額

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部が助成されます。



### ■出向運営経費

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額	12,000円/日	

### ■出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品などの出向に要する初期経費の一部が助成されます。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額	各5万円/1人当たり(定額)	

## 助成金比較 (イメージ)

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

### ■産業雇用安定助成金

出向運営経費 (出向元賃金負担) 3,600円		出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円)	
産業雇用安定助成金	実質負担	産業雇用安定助成金	実質負担
9/10	1/10	9/10	1/10
3,240円	360円	7,560円	840円

**出向の計画**  
出向の具体的な内容を検討し計画をたてます。

**計画届 (※1)**  
出向の計画の内容について出向元が計画届を提出します。

(※1)本助成金は出向元事業主が出向先事業主の作成した書類を含めて都道府県労働局で手続きを行うこととなります(出向元事業主と出向先事業主がそれぞれ別々に計画の提出および支給申請を行うことはできませんので、ご注意ください。)

◆計画届の提出時期◆ 提出は以下に該当する者に限ります  
① 出向開始日が計画届の提出日から起算して3ヵ月以内の者  
② 出向終了日が、①に該当する者のうち、出向開始日の最も遅い者の出向開始日から起算して12ヵ月以内の者

**出向の実施(※2)**  
計画届に基づいて出向を実施します。

**支給申請**  
出向の実績に基づいて出向元が支給申請します。

(※2)出向元事業主が計画届提出時に出向先事業所ごとに選択した支給申請頻度毎に支給申請することとなります。

**労働局における審査・支給決定**  
支給申請の内容について労働局で出向元と出向先それぞれの審査と支給決定(※3)が行われます。

(※3)本助成金は出向元事業主および出向先事業主がいずれも支給要件を満たす場合に支給されるため、出向元事業主または出向先事業主のいずれか一方が支給要件を満たさない場合には、もう一方が支給要件を満たしていたとしても、双方が不支給となりますので、事前に支給要件等をよくご確認の上、計画届の提出及び支給申請をおこなってください。

**支給額の振込**  
出向元と出向先に支給決定された額が出向元と出向先それぞれに振り込まれます。

### ■(参考)雇用調整助成金の場合

出向運営経費 (出向元賃金負担) 3,600円		出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円)	
産業雇用安定助成金	実質負担	産業雇用安定助成金	実質負担
2/3	1/3	10/10	
2,400円	1,200円	8,400円	